

■ 一般会計予算を増額補正し、37億8千161万7千円に  
 ■ 第6次小平町総合計画を策定（平成30年度から10年間）  
 ■ 教育委員会 教育長に照井廣章氏を同意

**条例の制定**

▼小平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定

○介護保険法の一部が改正され平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市町村に委譲されることに伴い、基準等を条例で制定しました。

▼小平町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定

○介護保険法の一部改正に伴い、地域密着型サービス等に関する現行関係条例を一つの条例に集約し、制定しました。



**条例の一部改正**

▼小平町町税条例の一部改正

○地方税法等の一部を改正する法律が公布され、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とする字句等の改正をしました。

▼小平町国民健康保険条例の一部改正

▼小平町国民健康保険税条例の一部改正

▼小平町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正

○この3つの条例は、国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から効率的な事業の確保のため、財政運営の責任主体が都道府県単位化されることと、安定的な財政運営のため、必要な改正をしました。

▼小平町後期高齢者医療に関する条例の一部改正

○高齢者の医療確保に関する法律が一部改正され、平成30年度から国民健康保険住所特例該当者が

年齢到達により、後期高齢者医療保険に移行する場合は、国民健康保険加入住所地の後期高齢者医療広域連合に加入する住所特例を適用する改正をしました。

○第7期介護保険計画策定による新たな保険料の算定と、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

▼小平町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部改正

○介護保険法の一部改正により、引用条項を改正しました。

**条例の廃止**

▼小平町ワイン用ぶどう園オーナー基金条例の廃止

○事業の終了に伴い、条例が廃止されました。

**総合計画の策定**

▼第6次小平町総合計画の策定

○平成30年度から10年間の計画を策定しました。

**指定管理者の指定**

▼小平町観光交流センターの管理を行わせようとする事業者

○小平町字鬼鹿港町112番地  
株式会社 SOUL BIRRA

代表取締役 角谷亨仙

○指定の期間  
平成30年4月1日から3年間

**同意**

▼教育委員会教育長の任命

○次の者の任命に同意しました。

小平町字小平町  
照井廣章  
昭和33年5月30日生

**発議**

▼閉会中の各委員会の継続調査

○議会閉会中でも各委員会の所管する事務及び事件について、継続して調査できることに決定しました。

